

現行

農作物共済の当然加入制の取扱い

- 米・麦は共済への加入が義務づけ

引受方式等の取扱い

① 引受方式

- 一筆方式

被害ほ場の全筆を農業者が現地調査等を行って損害評価する方式

- 果樹の特定危険方式、園芸施設の短期加入

災害の種類や期間を選択して加入する方式

② 補償割合

- 畑作物、果樹は1種類のみ

見直し内容

- 食糧管理法の廃止など制度自体の前提の変化、収入保険やナラシ等が全て任意加入制であることを踏まえ、任意加入制に移行

- 将来に向けて継続が困難であることから、平成33年産まで（大災害等の場合は1年又は2年延長）で廃止
- 農作物共済の他の引受方式に一筆半損特例(※)を導入し、ほ場ごとの深い被害を補償

※ 収穫量が50%以上減少したほ場がある場合は、坪刈り等を要さず50%減収と評価して支払い

- 統計データを用いて共済金を支払う方式（地域インデックス方式）を創設

- リスクの予見は困難であり、補償の総合化を図るため、廃止（果樹の特定危険方式は平成33年産までで廃止）

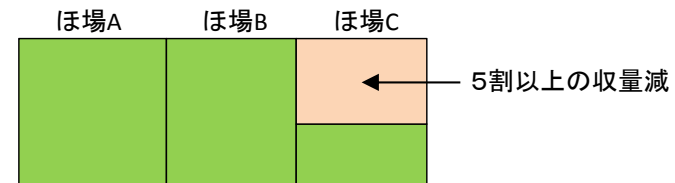
- 複数の選択肢を設ける（現行の補償割合を上限に3刻み）

引受方式

引受方式	支払基準	補償単位	損害評価方法
一筆方式(廃止)	収穫量減少	ほ場	現地調査
半相殺方式	収穫量減少	農業者	現地調査
全相殺方式	収穫量減少	農業者	出荷資料
災害収入共済方式	収穫量減少かつ生産金額減少	農業者	出荷資料
地域インデックス方式(新設)	収穫量減少	農業者	統計データ

- 一筆方式 ほ場ごとに、収穫量が一定割合を超えて減少した場合に共済金を支払い
- 半相殺方式 農業者ごとに、被害ほ場の減収量の合計が一定割合を超えた場合に共済金を支払い
- 全相殺方式 農業者ごとに、収穫量の合計が一定割合を超えて減少した場合に共済金を支払い
- 災害収入共済方式 農業者ごとに、収穫量が減少した場合であって、生産金額の合計が一定割合を超えて減少した場合に共済金を支払い
- 地域インデックス方式 統計データによる収穫量が一定割合を超えて減少した場合に共済金を支払い

一筆半損特例(新設)

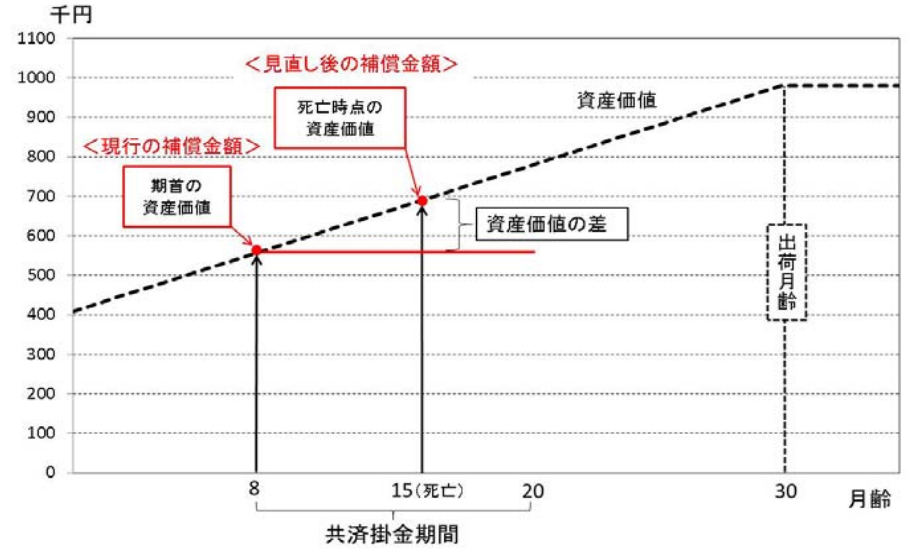


全相殺方式ではほ場A～Cの収穫量の合計が平年の9割を下回らないと共済金が支払われないが、全相殺＋一筆半損特例では、目視で5割以上の収量減が見込まれるほ場Cは、坪刈り等を行わず「5割減収」と評価して支払う。（この場合、共済金は、一筆方式では3割を超える減収部分に共済金が支払われることを踏まえ、平年の2割分(5割減収－3割減収)を支払う）

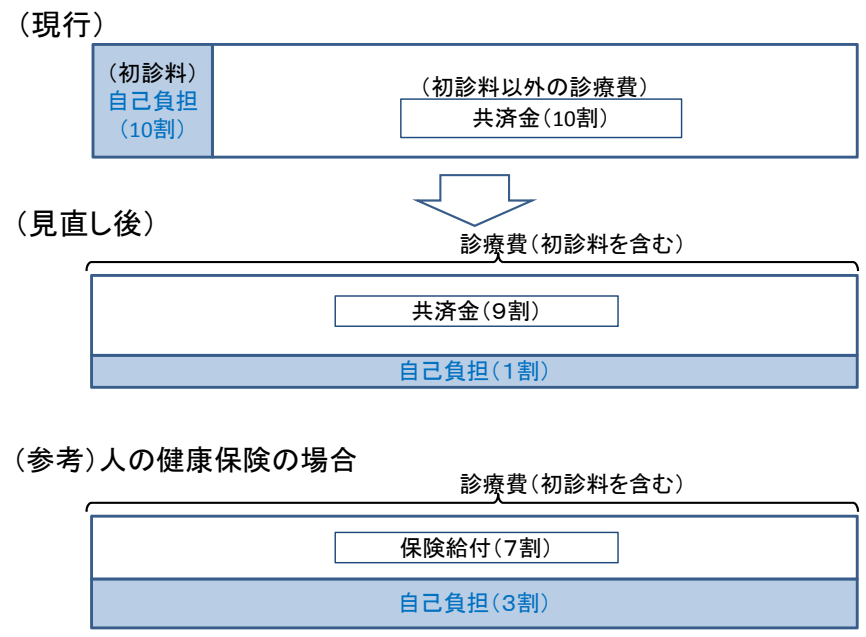
なお、現行の一筆全損特例(「10割減収」と評価して平年の7割分を支払い。)は引き続き措置される。

現行	見直し内容
<p>家畜共済の取扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 死傷共済と病傷共済のセット加入 ② 期首の資産価値で補償する方式 ③ と畜場で発見される牛白血病 〔農業者出荷は共済金の対象。 家畜商経由は対象外〕 ④ 初診料は自己負担、それ以外の診療費は共済金で補償 ⑤ 家畜の導入から2週間以内の事故は共済金の請求が不可 ⑥ 家畜の異動の都度、農業者が申告する仕組み ⑦ 共済事故1件ごとに再保険金を支払う仕組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>死傷共済と病傷共済に分離し、選択可とする</u> ・ <u>日々価値が増加する肥育牛等は事故発生時の資産価値で補償</u> ・ <u>家畜商経由の場合も共済金の対象</u> ・ <u>平成32年1月から、診療費全体（初診料を含む）の1割を自己負担</u>（現行の自己負担総額と同水準） ・ <u>請求できる事例（外傷等）を周知</u> ・ <u>共済加入者間で取引された家畜は請求可とする</u> ・ <u>期首に年間の飼養計画を申告し、期末に掛金を調整する方法に簡素化</u> ・ <u>年間の共済金支払が一定水準を超えた場合に支払う方式に変更</u>
<p>掛金の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 掛金率は、多くの組合で、農業者一律に設定 ・ 無事戻し 〔組合ごとの判断で掛金を払戻し。国への払戻しはなし〕 <p>農業共済団体のあり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>危険段階別の掛金率を全ての組合で導入</u> ・ <u>平成33年度までで廃止</u>（なお、移行期間中に無事戻しを行う場合は、国へも払戻し） ・ <u>組織の効率化やガバナンスの強化を図るため、組合の合併規定の整備、国による検査の実施、収入保険事業を行う場合の秘密保持義務等を措置</u>

肥育牛等の補償(イメージ)



病傷共済の自己負担



農業共済制度の概要

(参考)

制度の目的

農業保険法（昭和22年制定）に基づき、農業者の経営安定を図るため、自然災害等による収穫量の減少等の損失を補てんする

制度の仕組み

被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補てんしており、農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払う

共済事業

共済事業	対象品目等	加入率 (28年産(度))
農作物共済	水稲、陸稲、麦	水稲：92% 麦：98%
家畜共済	牛、馬、豚	乳用牛：92% 肉用牛：69%
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル	収穫：24%
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭	70%
園芸施設共済	園芸施設(附帯施設、施設内農作物を含む)	44%

- 注1 家畜共済には、死亡廃用共済(家畜の資産価値を補てん)と疾病傷害共済(家畜の診療費を補てん)がある。
 2 果樹共済には、収穫共済(果実の収穫量の減少等を補てん)と樹体共済(樹体の損傷等を補てん)がある。
 3 指定かんきつとは、はっさく、ぼんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号及び甘平をいう。
 4 以上のほか、任意共済を実施(建物、農機具が対象。ただし、掛金の国庫負担はなし)

対象事故

【農作物共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済】

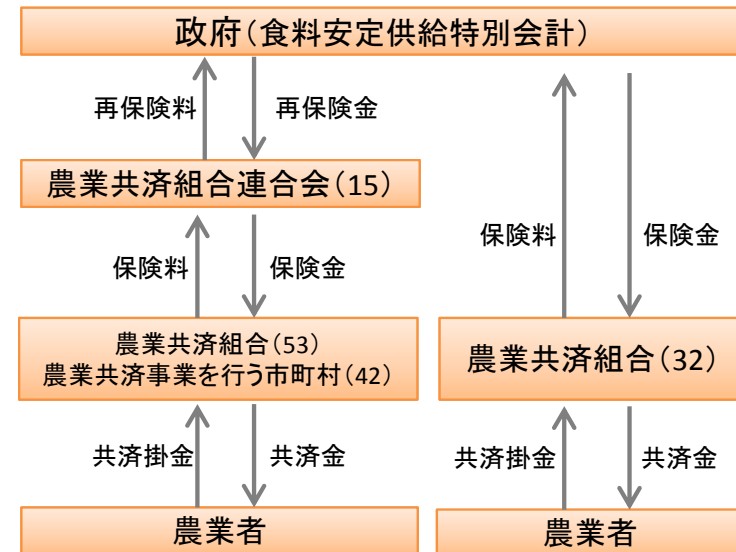
風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因(地震、噴火を含む。)による災害、火災、病虫害、鳥獣害 等

【家畜共済】

家畜の死亡、廃用、疾病、傷害

事業運営体制

平成30年4月現在



国の補助

- 農業者が支払う共済掛金の一定割合(原則50%)を国が負担(農業者の実質掛金負担は平均2.2%)
- 農業共済団体の事務に係る費用の一部を国が負担

共済金支払状況

